在校時に地震災害が発生した場合の行動マニュアル （別記 12）

山梨県立日川高等学校

		担当者
地震発生		
⇩		
生徒の安全確保 第一次避難（その場で）	○大声で的確な指示を与える 〈教室内の場合〉 「机の下にもぐれ」「机の脚をしっかり持て」 〈体育館・廊下・階段・トイレの場合〉 窓ガラスや壁際から離れる 落下物から身を守るため、頭部を保護しかがむ 〈運動場・プールの場合〉 安全と思われる場所に避難し、建物から離れる ○ドア・窓を開け、避難口を確保する ○火気使用の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉める 電気使用の場合は、スイッチを切る ○負傷者の確認	授業中：授業担当者 自習中：監督者 清掃中：清掃監督者 休憩中：学級担任 直近教職員 放課後：学級担任 直近教職員 部活動：指導教職員
⇩		
校舎外避難の決定・指示	○避難経路の安全確認 ○全校避難の指示（校長または代理）	各年次主任 （避難誘導班）
⇩		
屋外へ避難 第二次避難（校庭へ）	○避難前人員確認 ○的確な指示と避難誘導 「走らない・しゃべらない・押さない」 ガラスの破片、倒壊した備品等に注意する ○負傷者の搬送 ○出席簿・名簿の持ち出し	第一次避難と同様
⇩		
避難後の安全確保	○学級ごとに整列 ○人員と安否の確認、報告 → 担任…年次主任…本部 ○負傷者の確認と応急処置 ○負傷者について関係機関・保護者への連絡 ○支援要請	担任　救護班 （別表６）
⇩		
学校地震災害対策本部設置	○職員の役割確認と校長による業務指示	
① 校舎外避難場所での対応 ② 校舎施設の被害状況把握 ③ 情報収集 ④ 被害状況の報告 ⑤ 保護者・外部との対応 ① 避難所支援活動	【１】生徒の安全確保 ・校庭で危険を回避、不安の除去 ・負傷者への対応 重症・軽症に分け、名簿に明記し、応急処置 医療機関との連絡	搬出班（別記５） 救護班（別表６）
	【２】校舎施設等の被害状況の把握 ・校舎内外の被害状況を把握し、本部に連絡する。 危険な場所に立ち入り禁止の表示をする。 ・初期消火	指揮班（別表６） 消火班（別記４）
	【３】災害情報の収集 ・報道等を利用し、地震規模、余震情報、二次災害情報等を把握する。 ・関係機関等から校区の被害、危険箇所等情報の収集	通報連絡班(別表６)
	【４】被害状況報告 ・県教育委員会（総務課）と、設置されている場合は山梨市災害対策本部へ被害状況報告を行う。	本部
	【５】外部からの問い合わせ等への対応 ・保護者等からの照会への対応 ・報道関係への対応（窓口一本化）	本部 通報連絡班(別表６)
	【６】避難所運営を支援 ・行政、自治会、学校の連携協力 ・避難所運営委員会の設置	避難誘導班(別表６)
⇩		
避難後の対応決定	○生徒の帰宅、保護を決定する。 地域や通学路の安全を確認した上で、帰宅させる。 帰宅できない生徒は、学校で保護する。 ○帰宅方法、連絡方法の確認 ○保護者との連絡	本部
⇩ **帰宅・保護者への引き渡し**		
⇩		
避　難　継　続 （学校で保護する生徒）	○避難所運営委員会へ移行 行政・自治会・学校で構成	

教育庁総務課
０５５－２２３－１７４１
山梨市災害対策本部
０５５３－２２－１１１１